



shaping your dreams



ユーロ円CB発行および自己株式取得に関する 補足説明資料(条件確定版)

オーエスジー株式会社
2023年12月

本件の発行概要

項目	2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
発行会社	オーエスジー株式会社
発行形態	ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
募集市場	欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く)
年限	7年
発行額	220億円
発行決議日	2023年12月5日(火)
条件決定日	2023年12月5日(火)
払込期日	2023年12月21日(木)
償還期日	2030年12月20日(金)
社債利息	0%
募集価格	103.5%
発行価額	101.0%
償還価額	100.0%
当初転換価額	2,096.0円
付帯条項	転換制限条項(～満期4ヶ月前130%) / 取得条項(額面現金決済型) / プット・オプション(4年後100%)
資金使途	手取金全額を自己株式取得資金に充当予定
自己株式取得	市場買付上限220億円 / 1,500万株(取得期間: 2023年12月6日～2024年11月29日) 発行決議日翌日にToSTNeT-3による買付け予定 上記ToSTNeT-3による買付けにより取得した金額と取得予定金額の差額については、発行決議日の翌日以降、市場環境や諸規則等を考慮したうえで、自己株式の取得を継続していく予定
ロックアップ	当社 / 引受契約締結日から払込期日後180日を経過するまでの期間
ブックランナー	Nomura International plc / SMBC Nikko Capital Markets Limited

本件実施の背景・目的

資本効率の改善

- 当社グループは事業効率の再強化による安定した利益を生み出せる企業体質の強化を推進し、事業成長と収益性強化による業績拡大に注力
- 一方、財務体質は自己資本比率^{注1}73.5%という高い財務健全性を保持しており、企業価値向上には業績拡大と併せて資本効率の向上と株主還元の強化をはかることが重要な経営課題と認識
- 上記経営課題の施策として、自己株式取得の実施を決議
 - 取得価額の総額（上限）は連結自己資本^{注1}の約12.51%に相当
 - 取得し得る自己株式の総数（上限）は発行済株式総数(自己株式を除く)^{注2}の約15.63%に相当
- 本自己株式取得の実施により、資本の再構成によるROE・EPSの向上等の資本効率の改善を実現。本自己株式取得の実施後においても、引き続き良好な財務健全性の維持を目指す

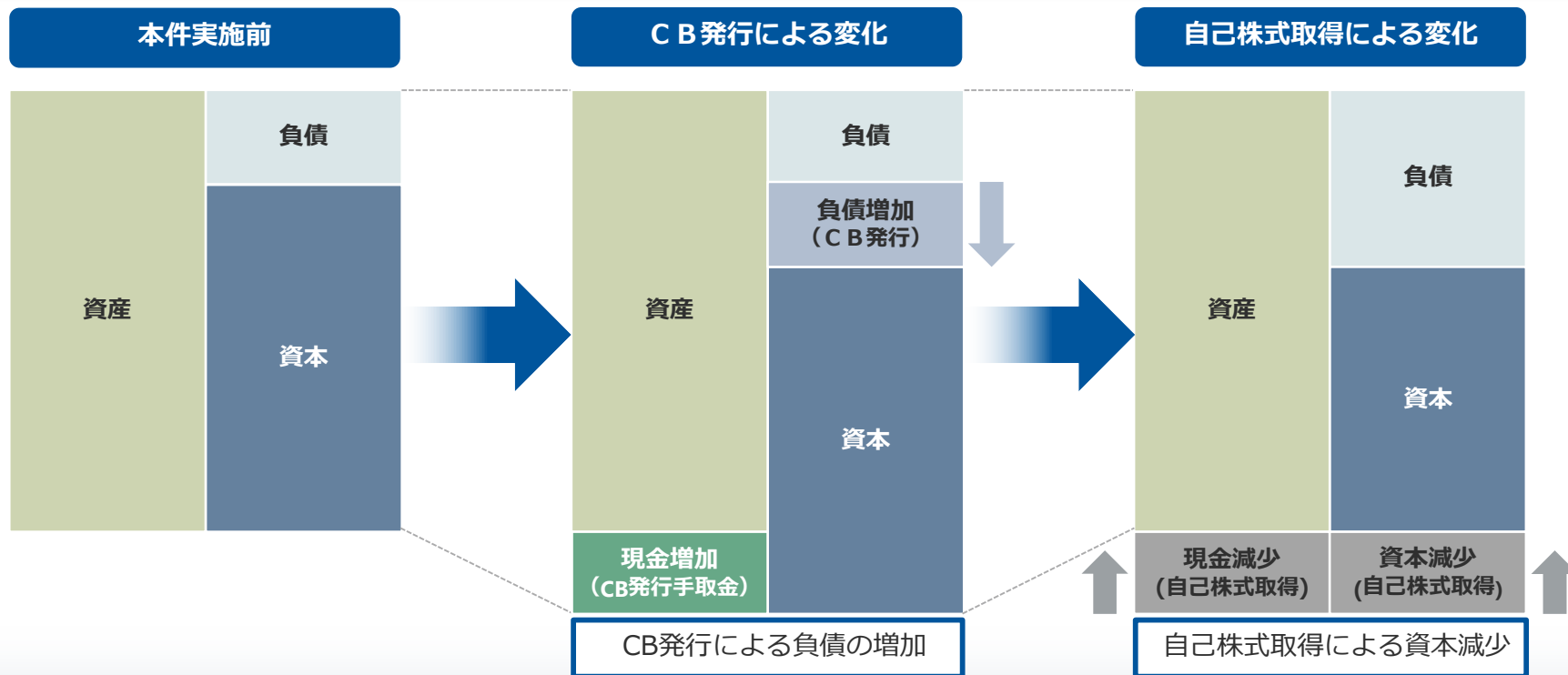
CBを選択した理由

- 本CBは、ゼロ・クーポンかつ払込金額が社債額面以上で発行されるため、キャッシュ・ベースでの金利コストが生じず、資金調達コストの最小化が可能
- 加えて、時価を上回る転換価額の設定に加え、転換制限条項・取得条項（額面現金決済型）の付与により、期中の普通株式への転換可能性を極力抑制し、かつ満期直前の希薄化を抑制することが可能な負債性の高い設計を企図
- 取得条項（額面現金決済型）により将来の当社の業績や財務状況に応じて柔軟な資本政策が可能
- CBを取得する一部の海外機関投資家による当社株式のヘッジ売りをToSTNeT-3による自己株式の買付で吸収することで、自己株式取得の加速化が可能
- 本CBが、株主含めた全てのステークホルダーの利益に資する最適な手法であり、当社の財務戦略にも合致していると判断

※注1：2023年8月31日時点、注2：2023年11月30日時点

本件のコンセプト

株主還元の強化・資本効率の向上



負債増加と資本減少による「資本コスト低減」、資本減少による「ROEの向上」

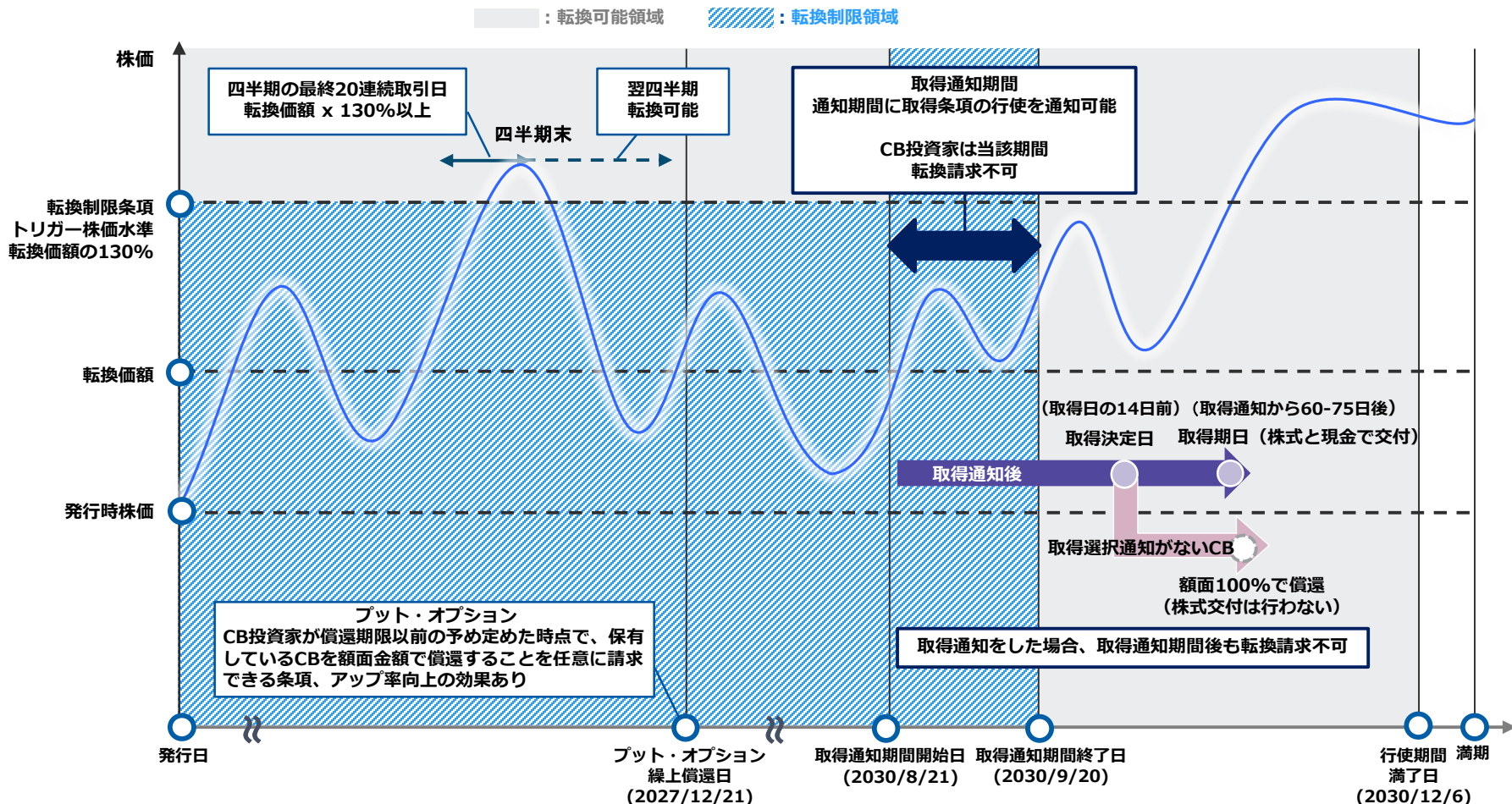
自己株式取得による「EPSの向上」を実現

▶ 220億円の自己株式取得が実施された場合、ROEに関して約1.14倍の改善効果を見込む^注

※注：自己株式取得の実施前後において当期純利益が変わらないという前提のもと、2023年8月31日時点の当社の連結自己資本1,759億円を基に試算したROEと、2023年8月31日時点の当社の連結自己資本1,759億円から自己株式取得価額の総額の上限である220億円を控除した1,539億円を基に試算したROEとを比較した場合における改善効果です。自己株式取得は市場環境等を勘案して行うため買付に一定期間を要する可能性があること及び買付金額の総額が取得価額の総額の上限に達しない可能性があること、並びに買付期間中に自己株式取得以外の要因により当期純利益及び連結自己資本が変動する可能性があること等の要因が考えられるため、実際には、改善効果が現れるまでに一定期間を要する場合や試算どおりの改善効果が現れない場合があります。

商品設計について

- 転換制限条項（期中の株価が転換価額の130%を一定期間超えた場合のみ転換請求を可能とする条項）を付すことで、満期直前までの転換可能性を抑制
- さらに取得条項（額面現金決済型）を組み合わせることで、満期直前に当社の選択により希薄化を抑制することが可能な負債性の高いスキーム



※ 株価推移はイメージであり当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

(ご参考)OSGの戦略



- カーボンニュートラル時代に向けて、長期ビジョン「世界のものづくり産業に貢献するエッセンシャル・プレーヤー」を目指し、期間を2030年まで3つのステージに分け、顧客ポートフォリオの変化と企業体質の強化を進め、企業価値向上を図る。

Beyond the Limit
2022-2024 (Stage1)

Beyond the Limit
2025-2027 (Stage2)

Beyond the Limit
2028-2030 (Stage3)

経営戦略

- 収益性・事業効率の改善に取り組み強固な企業体質を作る
- 「Aブランド」（当社切削工具の総合的プレミアムブランド）を中心とした高付加価値製品を拡販しOSGブランドの価値向上・シェアアップを図る
- 自動車・航空機向け製品で培った技術力を活かし、半導体・5G、モビリティ、クリーンエネルギー、医療等今後拡大が見込まれる微細精密加工分野への展開・シェアアップを図る
- Stage1である現中期経営計画「Beyond the Limit2024」の取り組みを推進



財務方針

- 財務の基本方針
 - 成長分野への投資を実行し、株主の皆様へ長期的かつ適正な利益還元を行いながら、健全で強固な財務基盤を確立する
- 配当政策の基本方針
 - 株主への利益配分を重要な経営課題のひとつとして認識し、「連結ベースでの配当性向35%以上」を目処にキャッシュ・フロー、財務状況等を勘案し配当を実施。今後は業績の推移を見ながら配当性向40%を目指す
 - 自己株式取得は、資本の状況・業績動向、株価水準・成長投資機会・資本効率向上等を考慮し実施



Disclaimer



本資料は、2023年12月5日にオーエスジー株式会社（以下「当社」といいます。）が公表したプレスリリース「2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」「2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ」の補足説明資料として作成されたものであり、国内外を問わず当社の発行する株式その他の有価証券への勧誘を構成するものではありません。

本資料に記載される当社グループの目標、計画、見積もり、予測、予想その他の将来情報については、本資料の作成時点における当社グループの判断又は考えにすぎず、実際の当社グループの経営成績、財政状態その他の結果は、国内外の経済情勢、業界の動向、他社との競争、人材の確保、技術革新、その他経営環境等により、本資料記載の内容又はそこから推測される内容と大きく異なる可能性があります。

本資料に記載される業界、市場動向又は経済情勢等に関する情報は、現時点で入手可能な情報に基づいて作成しているものであり、当社グループがその真実性、正確性、合理性及び網羅性について保証するものではありません。

本資料には、業界、市場動向又は経済情勢等に関し、当社グループの見立て、予想、又は試算に基づく情報が記載されていることがありますが、これらは、本資料の作成時点における当社グループの判断又は考えにすぎず、実際の結果はこれらと大きく異なる可能性があります。また、本資料に記載される当社グループにおける潜在的な収益機会に関する情報は、一定の仮定に基づき当社が現時点において想定する将来的な収益機会に関する潜在的な可能性（規模感）を示すものに過ぎず、特定の時点における当社の業績についての予想、計画、見込、目標等を示すものではなく、また、実際の結果はこれらと大きく異なる可能性があります。今後の状況の変更等が本資料の内容に影響を与える可能性があります。当社は、本資料を更新、修正又は確認する義務を負うものではありません。本資料の内容は事前の通知なく変更されることがあります。

本資料は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本資料は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

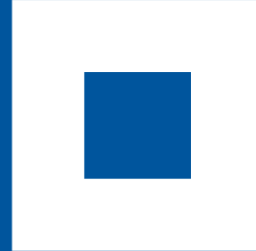




shaping your dreams

BEYOND

THE



LIMIT